

事務局だより

会員数 732名(令和7年12月末現在)
契約額 委託 3億5,874万3,132円
派遣 6,366万3,326円
(いずれも令和7年4月～12月分の額)

会員登録と自家用車両使用 更新手続きをお忘れなく

令和8年度も引き続き会員登録を希望される方は、事務局から送付するハガキを持参のうえ、必ず3月2日(月)～23日(月)までにセンター会費 1,200円と会員互助会会費 600円の合わせて1,800円を納入のうえ、更新くださるようお願いいたします。

また、退会を希望される方はお手数ですが、「会員証」の返還をお願いいたします。

※なお、就業時及び就業途上において自家用自動車又は自家用原動機付き自転車を使用している方については、会員就業規則により、運転免許証・車検証(原動機付き自転車の場合は、納税通知書)・自動車損害賠償責任保険証明書・任意保険証券を登録更新手続き時にご持参のうえお越し下さい。(事務局で複写し、保管させていただきます。)

ただし、車検切れ、自動車保険の未加入又は運転免許証の失効等による無免許状態の方は、自家用車両不使用誓約書(用紙は事務局にあります。)を提出して下さい。

令和8年2月1日発行

安全就業の心得
②器具類は使用する前に
必ず点検すること。

貝塚市海塚1丁目17番20号
(公社) 貝塚市シルバー人材センター

TEL 072-432-3620
FAX 072-436-3957

令和8年度の植木剪定の申込み受付は、 4月1日(水)から開始します。

シルバー人材センターでは、植木剪定の令和8年度分の申し込みを4月1日(水)から電話で受け付けいたします。TEL:072-432-3620

すでに剪定依頼時期を決められている方は、お早めに申し込み下さい。

緊急時の連絡先の再確認をお願いします

緊急時の連絡先は、会員が就業中に気分が悪くなったり、思わぬ事故に遭われたりして、病院に救急搬送されるようなことが起こったときなどの際に、一刻も早く、ご家族等に連絡を取る必要があることから、最新の情報が重要となります。このことをご理解いただき、今一度、ご確認をお願いします。なお、現在届けている連絡先がわからないときは、氏名及び会員番号をお示しの上、事務局までお問合せください。

会員拡大にご協力をお願いします 2月の入会説明会は、19日(木)に開催します

入会説明会については、毎月、第3木曜日の午後1時30分から、センター2階の会議室で開催しています。

つきましては、皆様のご近所やお知り合いました、お友達で就業を希望される方がおられましたら、シルバー人材センターとはどういうところなのかを説明していただき、是非とも入会説明会への参加を促していただければと思います。

「ロコミ」での勧誘が効果的であると言われておりますので、60歳以上で元気で就業意欲のある方なら男女を問わず、お声がけしていただき、会員獲得にご協力をお願いします。

※パソコン、スマートフォンからインターネット経由の申し込みで随時入会もできます。

詳しくは、貝塚市シルバー人材センターのホームページをご覧ください。

(インターネットで「貝塚シルバー」と入力して検索)

慶弔見舞金をご存じですか？

シルバー人材センター互助会では、会員の相互扶助及び福利厚生の実を充実を図るため、下記のとおり慶弔見舞金の給付を行っています。

種別	給付事由	給付金額
祝金	会員が喜寿(満 77 歳)に達したとき	5,000 円
	会員が結婚したとき	5,000 円
弔慰金	会員が死亡したとき	10,000 円
	配偶者が死亡したとき	5,000 円
見舞金	会員が 30 日以上入院したとき	5,000 円
	会員の居住する家屋が火災にあったとき	5,000 円

注) 祝金を請求できる会員は、会員互助会の資格取得後、1年以上経過した者とする。

注) 慶弔見舞金を請求できる期間は、給付事由発生日を含む年度と翌年度中とし、また、入院については、退院した日を含む年度と翌年度中とする。かつ、給付事由発生時から、請求時点において、引き続き会員であること。(なお、会員が死亡した時は、除く。)

慶弔費の申請をお忘れでないですか？

互助会の慶弔費の申請期日が、近づいています。

令和6年度に事由が発生した分の申請期日が、令和8年3月31日までとなりますの

で、再度確認の上、申請をお願いします。

発注者・センター・会員間の契約関係を見直します

当センターでは、令和6年11月のフリーランス法施行に伴い厚生労働省から示された「シルバー人材センターにおける契約方法の見直しに関する基本方針」に基づき、会員の皆様が請負・委任の形態で就業する場合の契約方法について、見直しを行います。

具体的には、会員の皆様がフリーランス法の下で、安心・安全に就業できるように、発注者・センター・会員間の契約関係を見直し（下図参照）、発注者から会員に対して直接業務委託が行われる形式とします。

この見直しにより、形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることになりますが、実務面では現在と基本的に変わるところはありません。

なお、この新たな契約方法は、令和8年度から一部の契約で適用し、順次拡大していく予定です。

■ 見直しのイメージ

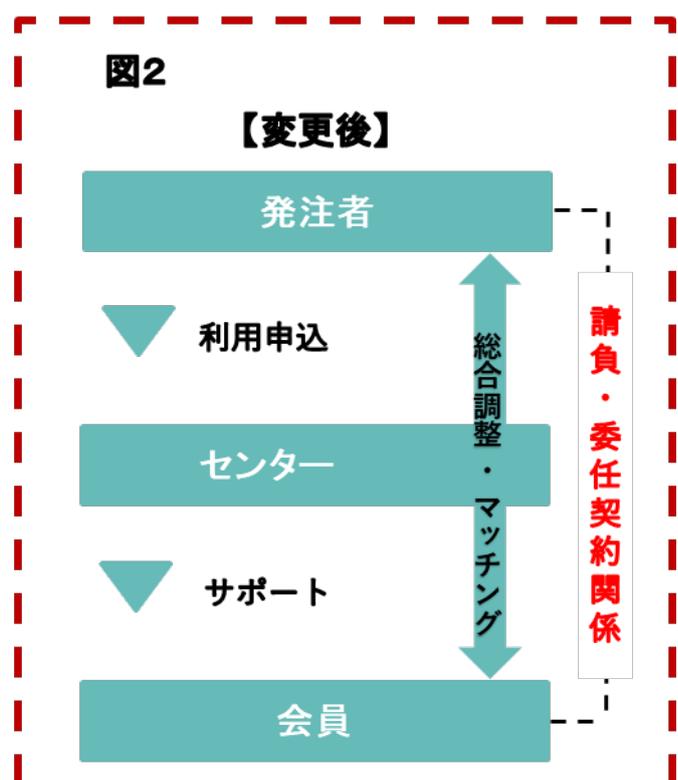
図1

【現行】



図2

【変更後】



皆様におかれましては、ご理解いただきますようお願いいたします。

